香川大学大学院医学系研究科（博士後期課程）臨床心理学専攻
学位論文審査基準及び審査体制・方法について

香川大学大学院医学系研究科学位規則実施細則第 11 条の規定に基づき、学位論文の審査基準及び審査体制・方法を以下のとおり定める。

1） 学位論文審査基準

（1） テーマ設定

① 当該分野の発展への貢献

研究目的が、臨床心理学の発展に寄与できる研究課題であること。

② オリジナリティ

学術論文として、新規性、創造性、応用的価値があること。

（2） 研究内容とその記述

① 目的の明示

研究の目的は述べられており、その目的を達成するためにどのように進めていくのかも明らかであること。

② 研究方法の妥当性

研究目的の達成のために、的確な研究対象が設定され、かつ、適切な臨床心理学の知識および科学技術を適用してなされたものであること。

③ 研究倫理

研究内容が、生命の尊厳を尊重し、かつ、臨床心理学の倫理、研究者の倫理を逸脱しないものであること。

④ 記述法・ルール

論文の本文は学術的な記述法で書かれ、臨床心理学の領域の学会で一般的に利用されている執筆規定にも従っているものであること。また、文献が適切に引用され、論旨の一貫性があり、和文もしくは英文で書かれていること。

⑤ 結果の考察とまとめ

研究結果を適切に解析し、かつ、収集した臨床心理学的・科学的情報を加え、客観的かつ統合的に最終結論を得たものであること。

（3） 成果

臨床心理学の領域において有意義な知見や発見を参考資料や得られたデータに基づいて提供していること。

２）審査体制・方法

（１）審査体制

学位論文審査は、医学系研究科教授会が設置した学位論文審査委員会にて行われる。学位論文審査委員は、学位論文ごとに、主査１名、副主査２名とし、いずれも臨床心理学専攻専任教員が担当する。審査委員は、研究科教授会で協議され、研究科長が指名する。

（２）審査方法

学位論文審査は公開とし、最終試験は口頭による発表と試問を行う。最終試験終了後、学位論文審査委員会からの審査報告に基づき、医学系研究科教授会専門委員会において学位授与の可否を審議し、研究科教授会へ付議する。研究科教授会は、医学系研究科教授会専門委員会からの報告に基づき、学位授与の可否を議決する。